

随意契約理由書

案件名 : 一級河川 寝屋川 西郷通調節池外流域調節池遠方監視システム機能増設工事

本工事は、寝屋川水系改修工営所管内の流域調節池を遠方監視しているシステムの更新に伴い、西郷通調節池、朋来調節池及び仁和寺調節池並びに布施公園調節池に設置する遠方監視システム向けの監視信号取り出しと、布施公園調節池のポンプ運転条件となる東大阪市高井田ポンプ場の信号取り出しを行う機能増設工事である。

西郷通調節池をはじめとする調節池は、寝屋川流域の浸水被害を防ぎ、府民の安心・安全を確保するために設置されている防災施設である。流域調節池遠方監視システムは、これら流域調節池の状態を遠隔監視する重要なシステムであり、現在別途発注の工事にて更新・機能向上を行っている。

本工事は、これに合せて既設電気設備より信号の取り出しを行う作業と、新設される布施公園調節池の運転条件となる信号を東大阪市高井田ポンプ場から取り出す作業を行うものである。

当該設備は、株式会社日立製作所及び株式会社日立プラントテクノロジーが設計・製作したものであり、本工事を実施するには、設計・製作技術に関する知見や高度な診断能力、不具合に対する処置能力が必要であるため、他社では施工できないものである。

なお、株式会社日立プラントテクノロジーは株式会社日立製作所に吸収合併され、その後、株式会社日立製作所のポンプ、送風機部門等とともに、同社の事業は株式会社日立インダストリアルプロダクツ社に承継された。

以上のことから、本工事を実施できるのは、設計・製作を行った株式会社日立製作所及び株式会社日立インダストリアルプロダクツの保守点検・アフターサービス部門である関西日立株式会社以外にはないため、同社より見積りを徴取することとし、その価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結したい。